令和6年度 下呂市結婚新生活支援補助金 支給フローチャート

ここからｽﾀｰﾄ

①令和6年1月１日から令和7年３月31日までに入籍した世帯ですか？

はい → ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満(収入約670万円未満に相当）ですか？※お手持ちの源泉徴収票等で確認できます。

はい → ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯ですか？

はい → ④ご夫婦が居住する住宅が下呂市内にあり、当該住宅に住民登録している世帯ですか？

はい → 下記の申請書類をご用意ください。※は発行手数料がかかります。

【申請書類】
・補助金交付申請書(様式第1号)
・婚姻後の戸籍謄本または婚姻届受理証明書※
・婚姻後の世帯全員の住民票（続柄を表示したもの）※
・ご夫婦の所得証明書（直近の年度のもの）※
《本年1月1日以降に下呂市へ転入された方は、前住所地から所得証明書を取り寄せて下さい。》

いいえ（①）
いいえ（②）
いいえ（③）
いいえ（④）
→ 補助金交付対象外のため申請はできません。

婚姻を機に → 新居を購入した
【添付書類】
・住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し

婚姻を機に → 新居を賃貸借している
【添付書類】
・住宅の賃貸借契約書の写し

婚姻を機に → 新居をﾘﾌｫｰﾑした
【添付書類】
・住宅リフォームの工事請負契約書及び領収書の写し

『留意点』もご覧ください

⑤新居への引越しにかかる費用はありますか？

はい → 【添付書類】
・引越し費用の領収書の写し

いいえ → ⑥勤務先から住宅手当を支給されていますか？
⑦奨学金を返済していますか？

『留意点』もご覧ください

はい → 【添付書類】
★該当がある方のみ提出が必要です。
◆勤務先から住宅手当が支給されている方
・住宅手当支給証明書(様式第2号)
◆奨学金を返還している方
・奨学金の返済額がわかる書類

いいえ → 書類を社会福祉課（星雲会館内）又はお近くの振興事務所（下呂地域にお住まいの方は下呂庁舎市民サービス課）までご提出ください。書類内容を審査し、補助金交付対象となられた方には『下呂市結婚新生活支援補助金交付決定通知書』等を送付します。